

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 3 年 10 月 4 日）

府省名	警察庁
対象事業名	国外運転免許証の交付の申請

1. 対象手続一覧

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の 受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
2938	国外運転免許証の 交付の申請	申請等	国民等	地方等	345,737 件 (令和元年 中、国外運 転免許証交 付件数)	0	0%	20%	(注)

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

(注) 本格的なオンライン申請システム運用開始から 5 年後の年度末まで

2. 対象事業の概要

運転免許を現に受けている者（小型特殊免許、原付免許及び仮免許を除く。）は、国外運転免許証の交付を受けることができる（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 107 条の 7 第 1 項）。

国外運転免許証の交付を受けようとする者は、住所地を管轄する公安委員会の運転免許センター等に、一定の基準を満たした写真を貼付した（道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 37 条の 9 第 2 項第 2 号）国外運転免許証交付申請書（同条第 1 項）、外国に渡航するものであることを証する書面を提出し（道路交通法第 107 条の 7 第 2 項）、現に受けている免許に係る免許証を提示する（道路交通法施行規則第 37 条の 9 第 2 項第 1 号）。

3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

警察庁では、各種行政手続に係る本格的なオンライン申請システムの運用を可能な限り早期に開始する方向で検討を進めており、国外運転免許証の交付の申請についても、同システム上での申請を可能とする予定である。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	国外運転免許証の交付の申請
各手続の概要	<p>【概要】</p> <p>国外運転免許証の交付を受けようとする者は、住所地を管轄する公安委員会の運転免許センター等に、一定の基準を満たした写真を貼付した（道路交通法施行規則第37条の9第2項第2号）国外運転免許証交付申請書（同条第1項）、外国に渡航するものであることを証する書面を提出し（道路交通法第107条の7第2項）、現に受けている免許に係る免許証を提示する（道路交通法施行規則第37条の9第2項第1号）。</p> <p>【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】</p> <p>年間手続件数（令和2年度）：82,868件（令和2年、国外運転免許証交付件数）</p> <p>オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）：未実施</p>

<p>オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考 え方 (主要な手 続について 目標設定)※ 調査中の場 合でも想定 目標値を記 載</p>	<p>【目標】 オンライン利用率 20% (国外運転免許証の交付の申請) オンライン利用率＝システム申請件数／全申請件数</p>
	<p>【取組期間 (達成期限)】 本格的なオンライン申請システム運用開始から 5 年後の年度末まで</p>
	<p>【目標・期間設定の考え方】 警察庁では、各種行政手続に係る本格的なオンライン申請システムの運用を可能な限り早期に開始する方向で検討を進めている。他の手続のオンライン化の例をみるに、オンライン化未実施の手続が利用率 20% に達するまで、通常のペースであればおよそ 10 年程度の期間を要することとされているが、昨今のオンライン手続への社会的なニーズの高まり等を踏まえ、上記の本格的なオンライン申請システム運用開始 (令和 6 年度) から 5 年後の年度末までに 20% の達成を目指すもの。</p>

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン①	課題	本格的なオンライン手続申請システムの整備・運用
	中間 KPI	【目標・達成期限】 各都道府県警察における本格的なオンライン申請システムの導入を推進し、運用開始年度の翌年度末までに導入済み地域を 100%とする。
		【KPI の定義】 本格的なオンライン申請システム導入済み地域＝導入済みの都道府県／全都道府県の数（独自のオンライン申請システムを導入済みの都道府県を除く。）
	アクション プラン a	【取組内容】 システム整備に向けた各種課題の把握と解決方策の検討・実施（運転免許証の再交付申請に関するアンケート調査の結果、手続利用者からの要望が最も多かった「スマートフォンでの申請」を可能とするオンライン手続申請システムの整備を行い、オンライン利用率の引上げを図る。）
		【取組期限（期間）】 令和 4 年度中
	アクション プラン b	【取組内容】 システム整備等に必要な工数等の調査
		【取組期限（期間）】 令和 4 年度中
	アクション プラン c	【取組内容】 申請者側、行政機関側双方の業務フローの可視化
		【取組期限（期間）】 令和 4 年度中

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン②	課題	国民への周知・広報活動
	中間 KPI	【目標】 本格的なオンライン申請システム運用開始から3年後の年度末までにオンライン利用率を7%以上とする。
		【KPI の定義】 オンライン利用率＝システム申請件数/全申請件数
	アクション プラン a	【取組内容】 警察庁ウェブサイト等を活用した広報活動（運転免許証の再交付申請に関するアンケート調査の結果、「インターネット上で再交付の申請方法を調べた」と回答した手続利用者が最も多かったことから、インターネット上のウェブサイトを活用した広報活動を優先的に行い、オンライン利用率の引上げを図る。）
		【取組期限（期間）】 本格的なオンライン申請システム運用開始年度から
	アクション プラン b	【取組内容】 各都道府県警察・免許センター等におけるオンライン申請に向けた広報活動
		【取組期限（期間）】 本格的なオンライン申請システム運用開始年度から
	アクション プラン c	【取組内容】 本格的なオンライン申請システムの使い方に係る Q&A 集の作成・公開（運転免許証の再交付申請に関するアンケート調査の結果、オンライン申請をしない又はしづらい理由として、「オンライン申請のやり方が難しそう」と回答した手続利用者が最も多かったことから、本格的なオンライン申請システムの使い方に係る Q&A 集を作成・公開することで、オンライン利用率の引上げを図る。）
		【取組期限（期間）】

		本格的なオンライン申請システム運用開始年度から
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン③	課題	普及促進に向けたオンライン利用状況及びシステム運用状況の精査
	中間 KPI	【目標】 本格的なオンライン申請システム運用開始から 4 年後の年度末までにオンライン利用率を 10%以上とする。
		【KPI の定義】 オンライン利用率＝システム申請件数/全申請件数
	アクション プラン a	【取組内容】 オンライン利用状況を踏まえた各種課題への対応
		【取組期限（期間）】 本格的なオンライン申請システム運用開始から 3 年後の年度末まで
	アクション プラン b	【取組内容】 運用状況を踏まえたシステムアップデートの必要性について検討
		【取組期限（期間）】 本格的なオンライン申請システム運用開始から 3 年後の年度末まで
	アクション プラン c	【取組内容】
		【取組期限（期間）】

5. スコアカードの更新頻度と公表方法

スコアカードを作成して、四半期ごとに警察庁ウェブサイト上に公開する。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

有識者・事業者団体等の第三者を選定の上、おおむね年に1回の頻度でスコアカード等の進捗状況を示す資料を提示し、取組の妥当性・進捗度合いについてチェックを受ける。

7. 基本計画の見直し

- ・ 取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・ 第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。